

横手市認定地域クラブ活動認定要件確認・誓約書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。（第4条）

1 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

（1） 原則として横手市内の中学校に在籍する生徒を中心に編成されている団体であること。学校部活動に所属している生徒、所属していない生徒、スポーツ・芸術活動を苦手としている生徒、障害のある生徒等、希望する全ての生徒を対象とすること。

（2） 原則として横手市内を活動拠点とし、申請書類等に記載した内容に沿って活動すること。活動場所の移動については、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

（3） 運営・実施主体及びその指導者は、学習指導要領の趣旨および学校部活動の教育的意義を正しく理解し、その役割を継承・発展し、生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しみ、生涯にわたって楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力を育てることを目指した活動であること。

（4） 技能の向上や大会等での好成績を収める以外にも、自分のペースで楽しむことや適度な頻度で行える、生徒による活動目標・計画を話し合う等、多様なニーズや個別に配慮した活動環境を整備すること。

（5） 競技力の高い生徒を集めたり、選抜したりチームの強化を目的としないこと。参加する生徒の自発的かつ自主的な意思を十分に把握・尊重し、運営方針や計画を策定する。その方針・計画や募集要項等について教育委員会や学校、参加生徒・保護者等に周知すること。

2 適切な活動時間や休養日が設定されていること

（1） 「横手市立中学校部活動の在り方に関する方針」（横手市教育委員会 R6.4月）に準拠した活動日数及び活動時間を設定すること。成長期にある生徒にとって、過度の練習がスポーツ障害、バーンアウト、精神の不安定等のリスクが高まることを理解し、運動、食事、休養・睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、大会参加も含め、適切な休養と合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。文化芸術活動の活動時間も同様とする。

3 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- (1) 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

4 適切な指導の実施体制が確保されていること

- (1) 持続可能なクラブの運営を目的とし、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。指導者は原則として公的資格を有した専門的な指導が可能な者とし、自覚をもってコンプライアンスを遵守すること。
- (2) 指導者等は、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、生徒の人権侵害の違法行為であり、生徒ファーストを尊重した活動を行う。参加生徒同士のこうした行為を防止する観点からも、適切な人間関係・集団づくりや日頃の生徒への目配りなどに留意する。また、クラブ団体自ら相談窓口を設置し、教育委員会や学校と連携しながら生徒や保護者への周知や普及啓発を図ること。
- (3) 運営・実施主体及び指導者が知り得た個人情報等を漏洩する行為や不適切に使用する行為をしてはならない。
- (4) 県や市が主催する研修等を役員・代表者・指導者等が受講する、または運営に携わること。

5 適切な安全確保の体制が確保されていること

- (1) 生徒の発達段階や健康状態、気温や湿度、暑さ指数等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定すること。活動場所で測定した「暑さ指数(WBGT)」31℃を超えた場合は、原則として活動しない。
- (2) 活動場所の施設管理者と連携した用具や施設・設備の点検等を行い、事故防止を徹底する。保護者や関係機関への緊急時の連絡体制を整備し、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- (3) 地域クラブに関わる、監督・指導者、役員等すべての関係者が、リスク管理の責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期するよう、教育委員会や学校、施設管理者等との連絡・対応を明確にしておくこと。
- (4) 指導者や参加生徒等に対して、ケガや事故が生じた場合、適切な補償が受けられるよう保険(熱中症の補償付き)や個人賠償責任保険に加入させていること。

6 適切な運営体制が確保されていること

- (1) 以下の要件を満たす「規約（会則）」を作成・公表しており、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われている。
- ① 団体の目的が記載されている。
 - ② 入退会、会費について記載されている。（費用負担が最小限となる適切な会費設定）
 - ③ 代表、指導者、会計担当に準ずる役員の選任・解任に関することが記載されている。
 - ④ 総会（保護者会）の運営について記載されている。
 - ⑤ 予算・決算の審議・承認に関することが記載されている。
 - ⑥ 保険加入について記載されている。
- (2) 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- (3) 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- (4) 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

7 学校等との連携が適切に行われていること

- (1) 活動方針や活動計画（スケジュール）を策定し、公表すること。また、生徒の在籍校と活動状況等の共通理解を図る。兼職兼業の教職員が指導に携わっている場合は、教育委員会や学校と必要な連絡調整を行い、「地域クラブ活動における従事時間報告書」を当該教員の勤務校に月ごとに提出すること。
- (2) 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- ※ 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。
- (3) 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（中学校体験会・説明会 中学校入学時のオリエンテーション等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- (4) 横手市が推進する学校部活動地域展開等の取組に協力すること。

上記要件を確認しました。横手市の認定要件に則って活動することを了承します。教育委員会からの指導助言等に対して真摯に対応する事を誓約します。

令和 年 月 日

横手市教育委員会 教育長 伊 藤 孝 俊 様

団体名

代表者名

印